

厚生省看護課設置にみる 第二次世界大戦後の看護改革の評価

大石 杉乃

東京慈恵会医科大学

【背景と目的】

厚生省（現厚生労働省）看護課は、GHQの意向により1948年7月15日に設置されたが、占領が終了した1956年3月31日に廃止され医事課に統合された。

本研究の目的は、GHQの主導により設置された厚生省看護課が日本の医療制度に定着しなかった原因を分析することである。分析に用いた主な史料は、PH&W Recordsおよび国会会議録である。

【結果と考察】

GHQ公衆衛生福祉局は1946年5月11日、「保健及厚生行政機構改正に関する件」を日本政府に出した。これを受け、厚生省に同年7月3日に社会局庶務課が、11月5日に公衆保健局、医務局、予防局が新設された。1947年3月18日には、組織が公衆保健局、医務局、予防局、社会局、児童局、労働局、職業安定局、保険局の8局になった。保健婦は予防局と保険局、助産婦は児童局衛生課、看護婦は医務局病院課が担当していた。1946年の「産婆看護婦保健婦協会」の設立や1947年の「保健婦助産婦看護婦令」の公布によって保健婦、助産婦、看護婦はひとつの職業と規定されたが、厚生省内には横の連絡がなく、GHQ看護課は公衆保健局保健所課の金子光を通して非公式なルートで保健婦、助産婦、看護婦の指導を行っていた。1950年から実施する甲種看護婦国家試験の実務、看護婦養成所の指定をするためにもGHQは看護課の設置を必要と考えていた。

1948年3月19日、GHQ看護課長G.E. Alt（オルト）は厚生省政務次官と厚生省看護課設置について会談した。PH&W Recordsには厚生省政務次官が厚生省看護課設置を前向きに検討することを約束したと記載されている。オルトはコロンビア大学のIsabel Stewartと連絡を取り、アメリカのRN資格を有している保良せきを看護課長に任命した。

国会では、1948年6月8日の参議院厚生委員会で、井上なつゑ議員が紹介した「看護課設置に関する請願」が審議された。厚生委員会委員長藤森貞治（民主党）の発言は以下のように記録されている。「この請願の趣旨は、（中略）併せて厚生省並びに地方廳に看護課を設置して行政の一元化を期し、保健事業の有機的活動に備えられたいというのが趣旨であります。（中略）厚生省としては、行政上又豫算上の面から見まして、現在まだ設置の機運には至つておらないが、早い機会に看護課設置の希望を有しておる（以下略；下線は著者）。」同年6月19日に開催された参議院本会議では、この請願の趣旨は妥当のものとし、内閣に送付することが決定された。国会会議録にみる厚生省看護課設置の審議は4回のみであり、反対意見もなく、設置の機運に至っていないとされていた看護課設置が短期間に決定された。これは、看護課の設置がGHQの意向であり、日本側が積極的に設置しようとしたものではなかったことを示唆している。

1948年7月15日、厚生省内の衛生局の再編成が行われた。「薬事法」の全面改正により薬務局を新設することが主要であった。この時、医務局内に看護課と歯科衛生課が設置された。歯科衛生課は、「歯科衛生士法」に基づき歯科衛生士を専門職として独立させることを目的したものであり、看護課と共通の視点から設立された。歯科衛生課は看護課と同時にその名称は、一端消失した。

【結語】

1. 看護課設置は国会において短期間に審議・決定されたが、占領終了とともに医事課に統合されたことから、日本側の意向よりGHQの方針により設置されたと推測される。

2. 看護課と歯科衛生課はGHQが目指した医療と看護の概念に基づき設置されたと考えられるが、ともに占領終了とともに他の部門に統合されたことから、GHQの方針は当時の日本では定着し得なかったと推測される。